

2019 年度第 11 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会 議事録要旨

日 時： 2020 年 2 月 12 日（水） 14 時 01 分 ～ 14 時 35 分

場 所： 2 号館 2-0221 会議室

構成員数： 4 名（定足数 2 名）

出席者： 3 名（定足数充足）

欠席者： 1 名

議長： 植村栄治（法務研究科長）

議 案：

議案 1. 2019 年度後期成績及び修了判定について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、今年度の履修生の 2019 年度成績について、GPA による成績要件を満たし、修了要件単位数を満たした旨の説明が為された。この他、今年度授業の履修をしていない在籍生に対し昨年度の時点で修了要件が充足していることの確認が為された。審議の結果、全員を合格判定とし、在学学生全ての修了が承認された。

議案 2. 2019 年度学位記授与式総代・副総代の選考について

議長より、資料に基づき、総代・副総代の選考について、成績(入学時から修了までの認定単位を含まない GPA)を選考基準とし、上位 2 名を総代（1 名）および副総代（1 名）として選出する旨説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案 3. 2020 年度法務研究科学習指導員態勢について

議長の指名により学生委員会委員長より、資料に基づき、2020 年度法務研究科学習指導員については、2019 年度と同じ、現役弁護士の 1 名と 3 名の元実務家教員の 4 名の態勢を維持し、運営の形態についても同様とする旨説明が為された。

審議の結果、2020 年度法務研究科学習指導員及び運営の方針の各提案について、教授会はこれを承認した。

議案 4. 法務研究科院生研究室（1-0517）の返還について

議長より、資料に基づき、現在法務研究科には 3 室が割り当てられているが、2020 年度には在学学生が存在しなくなり法務研修生（11 名入学予定）のみが在籍する予定である。2020 年度司法試験終了までは現在の学習環境を維持するものとして、研修期以降も 2 室で法務研修生全員分の席が確保可能であるため、試験期満了をもって 1 室（1-0517）を返還する旨説明が為された。

審議の結果、教授会はこれを承認した。

報告事項：

1. 大東文化大学大学院学則第 56 条に基づく学長賞表彰の推薦について

議長より、学業優秀または称賛に値する学生を表彰する学長賞に相当する学生がいれば推薦願いたい旨呼びかけられた。

2. 2019 年度関連当事者との取引調査について

議長より、2019 年度における、本学園の教職員が出資割合の 2 分の 1 を超えている会社、あるいは意思決定機関の過半を占めている法人に属し、本学園と取引がある、あるいはあった場合、資料の

通り調査票を提出する必要があるため、該当者は本日中に事務室まで申し出られたい旨依頼が為された。

3. その他

3. その他

教務主任より、2021 年度以降の法務研修生の入学について、受入れ許可をするための書類選考を実質的に行っていく、法務研修生規程に基づき、提出書類、特に、研修計画書を精査し、書類の記載内容が曖昧な場合には確認した上で、本研究科に所属していた教員の十分な合議によって入学許可の可否を決定していくことにする、この方針について、来年度法務研修生在籍予定者で 2021 年度以降も法務研修生として在籍する可能性がある者に早い時期に周知していく、そのために、教務主任が作成する周知文書を回付する旨提案が為された。教授会はこの方針を承認した。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は 14 時 35 分閉会を宣した。

以上